

TOKYO エシカルアクションプロジェクト
運営規程

4 生消企第 292 号
令和 4 年 9 月 20 日

(目的)

第 1 条 エシカル消費（人や社会、環境に配慮した消費行動）の推進に積極的な企業、団体等（以下「企業等」という。）と東京都（以下「都」という。）が連携し、都民への働きかけを継続的に行うことで、エシカル消費を日常にするための社会的ムーブメントを創出することを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 「TOKYO エシカルアクションプロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）の活動は、次に掲げる事項を所掌とする。

- 一 エシカル消費の認知度向上に関すること。
- 二 エシカル消費の興味・関心喚起に関すること。
- 三 エシカル消費の実践促進に関すること。

(構成)

第 3 条 本プロジェクトは都と企業、自治体、研究機関及び特定非営利活動法人等の団体で構成する。

(パートナーの要件等)

第 4 条 本プロジェクトに参加する企業等は本規程の内容について同意した者であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。なお、本プロジェクトに参加する企業等は「パートナー」という。

- 一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 二 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者
- 三 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- 四 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者

- 六 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- 七 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- 八 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- 九 税法違反（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）違反、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）違反、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）違反（法人事業税、個人事業税））及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）（建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）違反がある者
- 十 都の指名停止措置を受けている者
- 十一 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- 十二 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

（参加の決定）

- 第 5 条 本プロジェクトに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、都が別に定める方法により名称その他の情報を申請することにより参加の申込みを行う。
- 2 都は、前項の参加希望者の申込内容を確認し、パートナーとして認める場合は、当該参加希望者に対しパートナー決定通知書（別紙様式 1）を送付する。
 - 3 参加希望者はパートナー決定通知書を受け取った後、承諾書（別紙様式 2）を提出するものとする。

（パートナーの活動内容）

- 第 6 条 前条第 2 項によって参加が決定したパートナーは、次の各号に定める活動を行うことにより本プロジェクトに参加する。
- 一 第 1 条の目的を達成するため、幅広く様々な場面で一般消費者に対し、エシカル消費の普及啓発や、消費者がエシカル消費を実践しやすい社会を実現するための活動
 - 二 自らの取組内容、商品・サービスに関する情報の提供、記事作成のための取材対応

- など、本プロジェクトのWEBサイト・SNS等における情報発信への協力
- 三 自らが管理するWEBサイト・SNS、その他広報媒体による情報発信や店舗・イベントでの掲示など、エシカル消費及び本プロジェクトに係る都民等への情報発信等への協力
 - 四 本プロジェクトの協働事業の検討・実施・展開への協力
 - 五 本プロジェクトについての情報共有や従業員等への研修など、組織内におけるエシカル消費に係る理解促進の実施。
- 2 パートナーは、都内において第1項の活動を行うものとする。ただし、都内における活動に加えて、都外において活動を行うことを妨げるものではない。

(都の活動内容)

- 第7条 都は前条のパートナーの活動等の状況をホームページに掲載し、本プロジェクトの活動を普及し、また、啓発を行う。
- 2 都は原則としてパートナーの名称を公開する。

(参加の更新)

- 第8条 都は、パートナーに対し、当該年度末に次年度の参加について確認を行い、継続の意思が確認できた者については、自動的に参加を更新することとする。

(参加の取消)

- 第9条 都は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、本プロジェクトへの参加を取り消すことができる。
- 一 参加要件を満たさなくなると認められるとき。
 - 二 明らかにエシカル消費の理念に反する行為が認められた場合や、本プロジェクトのイメージを損なうと認められる行為を行ったとき。
 - 三 他のパートナー又は第三者の利益を害すると認められる行為を行ったとき。
 - 四 本プロジェクトの目的に違反したと認められる行為を行ったとき。
 - 五 虚偽の申込みを行ったとき又は虚偽の申込みの疑いがあると認められるとき。
 - 六 その他都が必要であると認めるとき。
- 2 都は、第1項の規定によりプロジェクト参加を取り消された者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(非推奨事項)

- 第10条 本制度は、パートナーについて都が推奨を行うものではない。

(所管)

第11条 本プロジェクトに係る事務は、東京都生活文化スポーツ局消費生活部企画調整課が所管する。

(個人情報の取扱い)

第12条 都は「東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）」に基づき収集する個人情報を適正に管理する。

(規程の改定)

第13条 本規程は、都により事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 本規程の改定によりパートナーに不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 本規程に定めるもののほか、本プロジェクトの運営等に関して必要な事項については、都が別に定める。

附則

この規程は、令和4年9月20日から施行する。

(様式1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日
第 〇 号

(社名・団体名) 〇〇 〇〇

東京都知事
小池 百合子

「TOKYO エシカル」パートナー決定通知書

貴社（貴団体）を「TOKYO エシカル」パートナーとして決定いたしましたので、これを通知します。

プロジェクトへの参加を承諾いただける場合は、TOKYO エシカルアクションプロジェクト運営規程第5条3号に基づき、同封の承諾書をご提出ください。

(様式2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事
小池百合子様

(社名・団体名) 〇〇 〇〇

「TOKYO エシカル」パートナー承諾書

令和 年 月 日付「TOKYO エシカル」パートナー決定通知を受けて、TOKYO エシカルアクションプロジェクト運営規程の内容に同意し、パートナーとして参加することを承諾いたします。